

御意見の趣旨及び御意見に対する考え方(案)

番号	告示基準の該当条項	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	改正全般	本改正(厳格化)に賛成。	改正後の告示基準に基づき適切に取り組んでまいります。
2	改正全般	適正な運営を行っている日本語教育機関の事務負担に配慮し、作成・提出書類の数の抑制、様式の統合・定型化等を検討願いたい。	様式等については、ホームページ等で明らかにするなど、日本語教育機関にとって過度な負担とならないよう、可能な限り配慮してまいります。なお、出入国管理及び難民認定法第19条の17の規定に基づき生徒の受入れの終了について、既に地方出入国在留管理局に届け出ている場合には、告示基準第1条第1項第38号に基づき改めて当該生徒について報告を行う必要はないこととし、その旨、解釈指針でお示ししています。
3	改正全般	日本語教育機関は今まで入管業務のかなりの部分を肩代わりしてきたが、今改正で在籍管理に関する事務量の大幅な増加を強いられることになり、大きな負担を感じている。一民間の教育機関が在籍管理にこのように大きな責任を負うことに疑問を感じ、これ以上の事務負担は経営を圧迫する恐れがあるのではないかと。	日本語教育機関は、留学生の受入れにあたり適切な入学者選抜を行うとともに、受け入れた留学生に対し、責任をもって在籍管理や生活指導を行っていただくべきですので、御理解いただきますようお願いいたします。
4	改正全般	すべての日本語学校をひとくくりにして、固定化した偏ったイメージで捉えるのは、短絡的であり、ユニークで多様な質の高い教育をしている学校が沢山あることを知っていただきたい。	今回の改正は、日本語教育機関の質の向上や適切な学習環境の確保を目的として、全ての日本語教育機関に適用すべき基準を見直す必要があるものですので、御理解いただきますようお願いいたします。
5	改正全般	日本語教育機関は留学生の在籍管理が主な目的ではないので、在籍管理と教育内容や成果に関しては分けて考えてほしい。	
6	改正全般	報道されている悪質な日本語学校は一握りであり、適正校や学校教育法に基づいて認可されている専修学校等も含めて、全ての日本語教育機関を対象とするのはやめていただきたい。	
7	第1条第1項第3号	設置者を学校法人とする日本語教育機関については、公共性、安定性、継続性担保のため学生に係る資料を長期保存しているが、株式会社では事業の統廃合があり日本語教育機関がなくなることもあることから、設置者を学校法人と株式会社とするものを同じ規定で取り扱うことに疑問を感じる。	頂いた御意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。
8	第1条第1項第8号	留学生の定員増員に関しては、割合数だけではなく、募集人員の定数についても審議いただき、上限を設けるべき。	頂いた御意見は、今回の意見公募の対象ではありませんが、今後の検討の参考とさせていただきます。

御意見の趣旨及び御意見に対する考え方(案)

番号	告示基準の該当条項	御意見の要旨	御意見に対する考え方
9	第1条第1項第8号ニ	今回の改正で「等」が追加されたが、「等」を明記した理由と「等」の具体的な内容についてご教示いただきたい。	在籍管理に特段の問題がない適正校か否かを判断するにあたり、留学の在留資格に係る在籍者の数に対する不法残留者の数の割合をひとつの指標にしておりましたが、当該指標に不法残留者数以外の要素を追加することとしたためです。「等」には、在留期間更新許可申請が不許可(修学状況の不良等在留実績に関するもの)に限り、当該申請に関し、申請どおりの内容では許可できない旨の通知を受けたものを含む。)となった者、在留資格を取り消された者、資格外活動許可を取り消された者、退去強制令書が発付された者を含むこととしております。
10	第1条第1項第9号	無理に学生のレベルに合わないクラスに入れることがないよう、1クラス「20名まで」を20名前後(±1.2名)に訂正してほしい。	語学教育においては、言語運用能力を向上させることが重要であり、原則として全ての授業において教員と生徒との十分なコミュニケーションが必要と考えます。これまで、日本語の授業は同時に授業を受ける生徒数を20人以下として行うことを基準としており、その柔軟化については、公平・明確な基準をもって運用すべきとの観点から、慎重な検討が必要と考えます。なお、日本語以外の授業(進学予備教育等)については、同時に授業を受ける生徒数が20人を超えても差し支えありません。
11	第1条第1項第9号	1クラス20人以下としている根拠を示されたい。具体的な根拠がないのであれば、日本語教育機関以外の学校と同様、1クラス40人以下とすべきである。	
12	第1条第1項第12号	専任教員数あたりの在籍者数についても、定期的に確認する必要があるのではないか。	告示基準第1条第1項第12号に規定された生徒の定員当たりの専任教員数についても、同項第45号に基づく定期的な点検・報告の対象とすることを予定しています。
13	第1条第1項第18号	活動の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表することとなっているが、点検方法や公表方法を明示すべきではないか。	自己点検に際し、必要と考えられる項目として「教育の理念・目標」「機関運営」「学修成果」等を解釈指針で例示しています。また、同指針において、自己点検・評価の結果については、各教育機関のホームページなどで、広く公表することを求めています。
14	第1条第1項第18号	毎年度の点検を義務付けることに賛同する。 なお、学校教育法第42条の「文部科学大臣の定めるところ」を定め「学校教育法施行規則第5節学校評価」は、同施行規則第189条及び第190条において専修学校及び各種学校についての準用が規定されており、専修学校及び各種学校においては「自己評価の実施と評価結果の公表が義務化」、「学校関係者評価の実施と評価結果の公表が努力義務化」されていることから、学校法人以外の日本語学校にも同じ水準の「自己評価の実施と評価結果の公表が義務化」を望む。その際、より客観性かつ比較対照を考え、平成25年に文部科学省が策定した「専修学校における学校評価ガイドライン」を準用していただきたい。	告示基準第1条第1項第18号に基づく点検結果については、同号口に基づき、公表することが求められています。

御意見の趣旨及び御意見に対する考え方(案)

番号	告示基準の該当条項	御意見の要旨	御意見に対する考え方
15	第1条第1項第30号	結核にかかっている留学生がおり、早い内に治療を受けさせないと蔓延してしまう可能性がある。これらのことを考えると、入国管理局が各学校に学生の健康診断結果(年に1度)の提出を求めるべきだと考える。	頂いた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。 なお、出入国管理及び難民認定法において、例えば、結核を含む2類感染症の患者は、我が国に上陸することができないこととされています。
16	第1条第1項第31号 第1条第1項第37号 第1条第1項第40号	第1条第1項第31号、第37号、第40号において、それぞれ関連資料の保存期間を「1年」あるいは「3年」と異なる期間を設定しているところ、その根拠あるいは決定の経緯をご説明いただきたい。	地方出入国在留管理局においては、日本語教育機関での受入れを終了した留学生について、必要に応じて調査を行うことがあることから、日本語教育機関における教育課程の期間や同機関の負担等を考慮して、必要な保存期間を定めています。 なお、告示基準第1条第1項第40号等に関しても、地方出入国在留管理局の求めがあったときは、保存している届出等を提示する必要がある旨を明記しました。
17	第1条第1項第37号 第1条第1項第39号	出席率に関する規定について、「その他やむを得ない事由」として認められる範囲を明示願いたい。各教育機関が判断してよいのか、宗教的な理由による欠席について配慮されるのか、「公欠」のような措置を具体的に示してほしい。	その他やむを得ない事由に該当するか否かについては、各日本語教育機関の判断に委ねられますが、その内容は合理的である必要があります。やむを得ない事由とは、例えば、災害等により通学が著しく困難であると認められる場合や親族の冠婚葬祭に出席する場合等が考えられますが、その内容については、あらかじめ学則等で明示しておくことが望ましいと考えます。 また、解釈指針において、上記のような場合に加え、感染症に罹患した場合(医師の診断により出席停止を必要とされた期間)や生徒が各日本語教育機関の代表として、各日本語教育機関が特別に認める行事・大会等に参加する場合についても具体的事例としてお示ししています。
18	第1条第1項第37号 第1条第1項第39号	出席率に関する規定について、月の前半で出席率の低い留学生を指導した結果、月の後半の出席率がよくても、各基準を下回ってしまうこともあるため、1月単位でなく、1学期単位にすべきである。	出席率の低い留学生については、これまでも1月単位での報告や指導を求めているところ、不法就労を行うことや所在不明になることを防ぐため、日本語教育機関による指導を早期に行い、地方出入国在留管理局においても必要に応じて資格外活動の状況を早期に把握する必要があるため、引き続き1月単位での把握が望ましいと考えます。
19	第1条第1項第37号 第1条第1項第39号	出席率が良好でない学生について、ここまでの情報提示を単月レベルで義務付ける必要性はないのではないか。	

御意見の趣旨及び御意見に対する考え方(案)

番号	告示基準の該当条項	御意見の要旨	御意見に対する考え方
20	第1条第1項第37号 第1条第1項第39号 第1条第1項第47号 第2条第1項第3号	第1条第1項第37号、第39号、第47号においては、一定の出席率を下回った生徒について、「指導」「報告」する旨の規定があり、また、抹消の基準第2条第1号第3項では、全生徒の出席率が基準になっているところ、それぞれ出席率が「8割」「5割」「7割」と異なっている根拠及び経緯について御教示願いたい。	出席率の低い留学生については、不法就労を行うことや所在不明になることを防ぐため、早期に日本語教育機関による指導を行う必要があります。また、出席率が特に低い生徒については、当該生徒の身分事項及び稼働先の名称を地方出入国在留管理局に御報告いただく必要があります。これらの対象となる出席率については、従来どおりとしています。 さらに、留学生は、日本語教育機関において教育を受けるために本邦に入国・在留しており、日本語教育機関としても適切な入学者選考・在籍管理を行うことが求められることを踏まえ、主として教育を受ける活動を行っていると言える程度にまで、出席率に係る抹消基準をこれまでの水準より厳格化する必要があります。この点、従来は出席率5割を基準としていたところ、厳格化を図る観点から7割に引き上げることとしました。
21	第1条第1項第37号 第1条第1項第39号 第1条第1項第47号	出席率が処分の基準となるにあたっては、「出席」の定義について共通の理解が必要であり、扱いを統一する必要があると考える。	出席の定義については、各日本語教育機関の判断に委ねられますが、その内容は合理的である必要があります。例えば、やむを得ない事由がある場合を除き、終業間際の受講をもって「出席」とすることは到底認められず、遅刻は始業時間から20分以内、遅刻3回をもって欠席とみなす等、その内容についてあらかじめ学則等で明示しておくことが望ましいと考えます。
22	第1条第1項第37号 第1条第1項第39号 第1条第1項第47号	教育機関における出席の確認方法は法務省が提示して良いのではないかと。	
23	第1条第1項第39号	出席管理について、書類提出だけでは不正は防げないため、地方入管が不定期に実地調査を行い、学校の実態を把握すべきではないかと。	告示基準第1条第1項第45号による報告を受けた場合を含め、できる限り実地調査を行い、各日本語教育機関の実態把握に努めることとしております。
24	第1条第1項第39号	出席率の報告について、出席率の悪い学生への対応や改善状況なども併せて報告させる必要があるのではないかと。	告示基準第1条第1項第37号において、1か月の出席率が8割を下回った生徒については、1か月の出席率が8割以上になるまで改善のための指導を行い、その指導の状況を記録するとともに、当該記録を当該生徒が在籍しなくなってから少なくとも1年を経過するまで保存することとしており、当該記録については、地方出入国在留管理局において、必要に応じて確認することとしております。
25	第1条第1項第39号	不登校や不法残留には様々な背景があるはずなので、管理と対策を日本語学校に一任するのではなく、行政側も学生の住まいやアルバイト先との連携等、体制を見直す必要があると思われる。	御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。 なお、外国人雇用状況届出事項に在留カード番号を追加することとしており、これによって、出入国在留管理庁において、より一層適切に就労状況を把握することが可能になると考えております。



御意見の趣旨及び御意見に対する考え方(案)

番号	告示基準の該当条項	御意見の要旨	御意見に対する考え方
26	第1条第1項第39号	出席率が5割を下回った生徒について、アルバイト先を地方出入国在留管理局に報告することとなっているが、日本語教育機関がそこまで行う必要があるのか。ルールは重要であるが、現行ルールの徹底運用でも目的は果たせるのではないか。	1か月の出席率が5割を下回る生徒については、資格外活動許可の範囲を超えて長時間就労している可能性もあると考えられ、状況に応じて調査を行う必要があることから、報告を求めています。 留学生の過度な資格外活動が問題となる中において、留学生を受け入れた日本語教育機関が、在籍管理の一環として、出入国管理及び難民認定法に違反しないよう留学生の在留状況を確認し、状況に応じて勤務先等を地方出入国在留管理局に報告することは必要かつ重要であると考えます。
27	第1条第1項第39号	同号の出席率に係る基準を7割に引き上げていただきたい。	在留資格「留学」は、我が国において教育を受けるのが本来の活動であり、資格外活動についてはこれを阻害しない範囲で行うことが前提となります。このような観点からは、留学生の出席率が「5割」を下回る場合、「教育を受ける活動」が主たる活動であることが疑われる状態に至っていると考えられ、このような者については資格外活動許可の範囲を超えて就労している可能性が高いと考えられることから、身分事項に加え、稼働先の名称の報告を新たに求めることとした上で、必要な出席率の基準を従来どおり5割としています。御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
28	第1条第1項第39号	教育機関が留学生の就労状況をすべからく把握することは困難であることから、「日本語学校は在籍学生に報告を求め、その申告があったものを届出する。」とするのが現実的で、もし在学学生が故意に申告を学校に怠った場合、「学生が在留資格審査において不利益がある。」とする方が抑止にもつながり現実的ではないか。	1か月の出席率が5割を下回る生徒については、当該生徒の身分事項及び告示基準第1条第1項第40号に基づき日本語教育機関に届出のあった勤務先の名称を、地方出入国在留管理局に対し報告することとしておりますが、日本語教育機関に対し生徒の稼働先の調査までを求めるものではありません。 また、生徒が日本語教育機関に対し虚偽の報告をしたことや故意に報告を怠ったことが判明した場合は、地方出入国在留管理局において、必要な調査を行うことがあります。
29	第1条第1項第39号	アルバイト状況を把握する義務があるのであれば、資格外活動許可は教育機関を通して申請するのがよい。	御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
30	第1条第1項第39号 第1条第1項第40号	留学生の資格外活動に係る報告や届出への対応は、日本語教師でなく事務職員が対応すべきであることを、告示基準に明記すべきである。	告示基準において、特定の要件を満たす者が行うことを前提としている業務を除き、業務分担は、各日本語教育機関において判断すべきものであると考えます。 ただし、特定の職員に過度な負担が集中している等の場合は、日本語教育機関の運営が円滑に行われる体制を有していないものとして、告示基準に適合しないものと判断されることがあります。

御意見の趣旨及び御意見に対する考え方(案)

番号	告示基準の該当条項	御意見の要旨	御意見に対する考え方
31	第1条第1項第39号 第1条第1項第40号	「公私の機関の名称」について定義を明確にしてほしい(本社又は営業所単位等)。	留学生が実際に稼働している場所を特定できる程度(例:株式会社〇〇 ××支店)には、詳細な届出を求めることとしており、この点については解釈指針及び参考様式でお示しています。
32	第1条第1項第39号	「在学状況が良好でない留学生の勤務先の報告に係る基準の追加」に関して報告があった留学生の在留許可取消を積極的に行うような運用を求めたい。	当該報告を受けた地方出入国在留管理局において必要な調査を行い、在留資格「留学」の適正な運用に努めて参ります。
33	第1条第1項第40号	アルバイト先の把握を教育機関に義務づけたことは大いに賛同する。	改正後の告示基準に基づき適切に取り組んでまいります。
34	第1条第1項第40号	第1条第1項第40号について、留学生から提出された稼働先の名称の届出の真偽についてどのように確認するのか。	告示基準第1条第1項第40号については、日本語教育機関に対して留学生の稼働先の調査を求めるものではなく、あくまでも勤務先の届出をするよう留学生に求めること等を内容とするものです。 なお、地方出入国在留管理局において、当該届出内容の真偽について調査をする必要がある場合には、厚生労働省より提供を受けた外国人雇用状況届出事項との突合を行うことなどにより確認することとしています。
35	第1条第1項第40号	本人が報告を拒否した場合、その旨の回答で良いか。	告示基準第1条第1項第40号については、日本語教育機関に対して留学生の稼働先の調査を求めるものではなく、あくまでも勤務先の届出をするよう留学生に求めること等を内容とするものです。 そのため、留学生が届出を拒否した場合に、強制力をもって届け出させたり、稼働先の調査を行ったりすることを日本語教育機関に求めるものではありませんが、留学生が適切に届出を行うよう、日本語教育機関として指導等に努める必要があります。 また、留学生が日本語教育機関への報告を拒否した場合は、その旨を地方出入国在留管理局へ報告願います。
36	第1条第1項第40号	稼働先が変更になる度に留学生の稼働先について届け出る必要があるのか。	留学生の稼働先が変更となった際は、当該留学生に対して、改めて新しい稼働先の名称の届出を求める必要があります。

御意見の趣旨及び御意見に対する考え方(案)

番号	告示基準の該当条項	御意見の要旨	御意見に対する考え方
37	第1条第1項第40号	教育機関及び留学生の業務負担になるので、留学生の勤務先の名称の届出に係る取扱いは止めていただきたい。これが難しい場合は、雇用主が教育機関と出入国在留管理庁に留学生の勤務先を提出することとしてほしい。まずは、既に義務化されている雇用主からの外国人雇用状況の届出との突合が必要ではないか。	留学生の過度な資格外活動が問題となる中において、留学生を受け入れた日本語教育機関が在籍管理の一環として、出入国管理及び難民認定法に違反しないよう留学生の資格外活動の状況を把握することは必要かつ重要であると考えます。 なお、全ての事業主は、外国人労働者(一部の在留資格を除く。)の雇入れ又は離職の際に、当該外国人労働者の氏名等を厚生労働大臣に届け出ることが義務付けられており、出入国在留管理庁では、厚生労働省より提供を受けた当該届出の情報を活用し、留学生の資格外活動を含む外国人の就労状況の把握に努めています。
38	第1条第1項第45号	「複言語主義」を第1に掲げた評価方法であるCEFRに対し、日本における能力の枠組みは2013年に示された「教育課程編成の基本原則」からもわかるように、構成主義に依拠している。加えて日本国内は今のところ複言語ではないことから考えると、CEFRを用いる根拠が不明。	現在日本には日本語教育の尺度となる標準はありませんが、今後策定が進められることとなります。 今回の日本語教育機関の告示基準の改正にあたっては、文部科学省に設置された有識者会議における意見を踏まえ、当面の間、言語教育の国際標準であるCEFRのレベルを利用することとしたものです。その上で留学生の目的や各日本語教育機関の目的が多様であることを踏まえ、基準は日本語教育機関として最低限満たすべきレベルとしてCEFR・A2相当以上を設定しています。
39	第1条第1項第45号	CEFRを基準とした公的試験がない現時点で、CEFRを日本語能力の判断基準とするのは、時期尚早ではないか。	
40	第1条第1項第45号	CEFRについて、各校で実施する試験の場合、妥当性と信頼性について疑義があるため、わかりやすく、利用しやすい統一基準を設けていただきたい。	
41	第1条第1項第45号	CEFRは、ヨーロッパにおける言語教育の指針であり、CEFRを非ヨーロッパ言語に適用に関する議論の進展がない現状で、言語や文化の異なる日本にそのまま適用すべきでない。 CEFRの適用は、各種の日本語に関する試験のレベル判定に限定し、かつ、日本語能力試験等の既存の基準も併用できるようにしていただきたい。 CEFRの適用は、不良な日本語教育機関の排除という目的と合致していなく、日本語教育の現場を混乱させるだけである。新たな観点からの良質の日本語教育の内容と方法を考えるという目的であれば理解は可能だが、今回の改正の趣旨にそぐわない。	
42	第1条第1項第45号	多くの日本語教育機関がCEFRに沿ったカリキュラムを策定していないことから、CEFRを基準とすることは現実に合っていないのではないか。	

御意見の趣旨及び御意見に対する考え方(案)

番号	告示基準の該当条項	御意見の要旨	御意見に対する考え方
43	第1条第1項第45号	CEFRの導入は画期的であり賛成である。 ただし、あくまでヨーロッパで言語の共通参照枠であることを認識し、日本語に対応させる必要はある。	御意見については、今後、施策を検討する際の参考とさせていただきます。
44	第1条第1項第45号	日本語能力に係る試験の合格率を基準にする際、会話力を測ることも必要である。	
45	第1条第1項第45号	CEFRを用いる場合、留意すべき点として、日本語の習得には、平仮名・片仮名・漢字の3つの文字学習が必要となり、それが読む力・書く力に大きく影響する。CEFRはヨーロッパの言語を対象としているため、読字能力や正書法の能力などについては、日本語のレベル判定について配慮する必要がある。	
46	第1条第1項第45号	公的な各種日本語能力試験のレベル比較表(共通指標)を作成すべき。	
47	第1条第1項第45号	CEFR・A2相当の試験について、法務省と文科省が協力して、実用度と精度の高い評価システムを作るべきではないか。	評価システムの新設については想定していませんが、御意見については、今後、施策を検討する際の参考とさせていただきます。
48	第1条第1項第45号	日本語能力に係る試験の受験が必須となるが、留学生に対して試験合格のための学習を強制すれば、日本への関心が薄れてしまうのではないか。	日本語能力に係る試験の合格率を基準とすることを原則としておりますが、留学目的の多様性等を踏まえ、進学者数と就職者数についても基準に加えることとしています。
49	第1条第1項第45号	告示基準の対象となる在留資格「留学」での学習者は、大学、高等専門学校、専門学校等の高等教育機関への進学を目的とし、日本語学校は学習者が目的を果たすのに必要な日本語教育並びに必要な基礎科目の指導を行っているため、教育の質の保証として、直接、日本語要件を課すのではなく、進学状況を用いるのが妥当。	



御意見の趣旨及び御意見に対する考え方(案)

番号	告示基準の該当条項	御意見の要旨	御意見に対する考え方
50	第1条第1項第45号	日本語教育機関が独自に作成した試験は、不正が生じたり教師による主観評価になってしまうため、妥当性があるとは言えない。	客観性を担保する必要があることから、各日本語教育機関が行う試験ではなく、学外の団体が実施する試験によることとしており、その旨、解釈指針でお示しています。
51	第1条第1項第45号	日本語能力試験のような総合力を測る試験では、CEFRに記述されている五技能(話す・やりとりする・書く・読む・聞く)を評価することは難しいと感じるため、「その他の評価方法」については、各日本語教育機関で実施している定期試験等で評価をすることを提案したい。	
52	第1条第1項第45号	一部の国立大学では、民間の英語試験の活用や、CEFRとの対照に問題があるとして、各種民間試験に代わり、各高校の校長がCEFRの各レベルに相当する言語運用力が備わっていると証明する書類も有効であるとしている。日本語教育機関においても、各学校でのレベル修了時のテストの到達目標をCEFRと対照してA2であると学校長が判断し、証明することで、学習者のレベルが証明されると考えられる。	
53	第1条第1項第45号	日本語能力に関し、「試験その他の評価方法により証明されている者の数」という書き振りになっているが、「その他の評価方法」に各告示校独自の校内試験が適用されることを認める場合、故意に能力水準を引き下げた試験が校内で行なわれるような事態も想定される。そうしたことを避ける必要があるため、校内試験を評価方法に加える場合、その試験を地方出入国在留管理局に提出せしめ、判断基準としての妥当性を確認できるようにすべきである。	
54	第1条第1項第45号	CEFR A2相当以上のレベルであるかを判定する際、会話能力については、各日本語教育機関で判定するのではなく、一律的な判定方法又は試験が必要になるのではないか。	
55	第1条第1項第45号	CEFRのA2は設定レベルとして低すぎる一方で、必ずしも進学する学生ばかりとは限らず、日本文化理解のための短期プログラム等があることを勘案すれば妥当なレベル設定である。しかし、進学を目的としたプログラムであれば、B2レベルを目指すべきであろうから、A2を教育機関の到達レベル目標と定めるような誤った運用がなされないように注意が必要である。	御意見については、今後、施策を検討する際の参考とさせていただきます。

御意見の趣旨及び御意見に対する考え方(案)

番号	告示基準の該当条項	御意見の要旨	御意見に対する考え方
56	第1条第1項第45号	第1条第1項第45号について、適合する試験が決定し、実施された後、試験の内容、難易度が適正かどうか、また、ヨーロッパ由来のCEFRが日本語学習者にとっても有効かどうかについてなど定期的に検証し確認することが必要ではないか。	御意見については、今後、施策を検討する際の参考とさせていただきます。
57	第1条第1項第45号	N4レベルよりも上位の日本語能力試験は受験し、不合格となった者についても、N4レベル以上の能力を有している学生はいることを考慮していただきたい。	日本語能力試験については、レベル別の合否判定のみを行うものであり、例えば、N1不合格者に対してN2合格相当の能力を認めるものではないと承知しています。
58	第1条第1項第45号	本校の受験者のほとんどは、N3～N1レベルの試験を受験しているため、これらの試験に不合格となっても一定の点数を取れば、基準を満たすものとしてほしい。	
59	第1条第1項第45号	「その他の評価方法」について、明確化してほしい。	日本学生支援機構が実施する日本留学試験の日本語の科目における「読解、聴解・聴読解」について200点以上を取得している者は、「試験その他の評価方法により証明された者の数」に含めることができるものとする旨、解釈指針でお示ししています。
60	第1条第1項第45号	日本語能力試験の受験の義務化は、大学進学のために日本語能力試験ではなく日本留学試験への対策を主に進めている学生からすれば、余計な学習となってしまうのではないか。	
61	第1条第1項第45号	日本語教育機関における教育の質を確保することを重視するという意図は理解するが、その為にCEFRのA2相当以上であることを立証する試験を義務付ける、という対処が適切であるかについて疑問を感じる。CEFRのA2相当であることを測る試験というものが明示されていないことから、試験の内容・実施要領・評価方法などが日本語教育機関により様々なものが実施され、報告されることを危惧する。教育の質保証は基準や要求事項に運営が適切に行われているかの定期チェックが重要であり、断片的な数の報告では判断できないと考える。	日本語能力に関しCEFR・A2相当以上のレベルであることを証明するための試験については、学外の団体が実施する試験であること、A2相当以上のレベルであることが実施団体から明確に示されており、実施団体のホームページ等で広く社会に公表されていること、CEFRのA2相当以上のレベルであることを証明するための試験として不適切な事情がないこと及びリストに掲載されることを試験実施団体が承諾していること、を満たすとして出入国在留管理庁と文部科学省が協力して作成したリストに掲載された試験に限る旨、解釈指針でお示ししています。また、今回の改正により、告示基準適合性に係る定期的な点検とその結果の報告の制度を導入します(告示基準第1条第1項第45号)。
62	第1条第1項第45号	日本語能力試験や民間作成の日本語能力の試験で、CEFRと相関関係にあるものはない。民間作成の試験の中には、日本語能力試験と相関関係にないものもあり、適正に実施されているか疑わしいものもあることから、民間作成の日本語能力の試験を日本語教育機関の評価基準に用いるべきではない。	日本語能力に関しCEFR・A2相当以上のレベルであることを証明するための試験については、学外の団体が実施する試験であること、A2相当以上のレベルであることが実施団体から明確に示されており、実施団体のホームページ等で広く社会に公表されていること、CEFRのA2相当以上のレベルであることを証明するための試験として不適切な事情がないこと及びリストに掲載されることを試験実施団体が承諾していること、を満たすとして出入国在留管理庁と文部科学省が協力して作成したリストに掲載された試験に限る旨、解釈指針でお示ししています。

御意見の趣旨及び御意見に対する考え方(案)

番号	告示基準の該当条項	御意見の要旨	御意見に対する考え方
63	第1条第1項第45号	「CEFRのA2相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明されていること」とあるが、当該条件を明らかにする必要があり、その際には、第三者評価を受けている機関等が実施する試験等を対象とすべき。	日本語能力に関しCEFR・A2相当以上のレベルであることを証明するための試験については、学外の団体が実施する試験であること、A2相当以上のレベルであることが実施団体から明確に示されており、実施団体のホームページ等で広く社会に公表されていること、CEFRのA2相当以上のレベルであることを証明するための試験として不適切な事情がないこと及びリストに掲載されることを試験実施団体が承諾していること、を満たすとして出入国在留管理庁と文部科学省が協力して作成したリストに掲載された試験に限る旨、解釈指針でお示ししています。また、日本学生支援機構が実施する日本留学試験の日本語の科目における「読解、聴解・聴読解」について200点以上を取得している者は、「試験その他の評価方法により証明された者の数」に含めることができるものとする旨、解釈指針でお示ししています。第三者評価に係る御意見については、今後、施策を検討する際の参考とさせていただきます。
64	第1条第1項第45号	第三者による評価機関が公表している評価基準により適合していると認定された日本語教育機関が当該機関の実施する学内試験で、第三者評価機関がCEFRのA2相当以上の修了試験として認めたものに合格した者は、「その他の評価方法により証明されている者の数」に含まれることとして扱っていただきたい。	
65	第1条第1項第45号	試験の結果のみで学校の質が測れるか疑問であり、真の意味で教育の質を測るのであれば、第三者評価組織を用いて総合的に判断する方法も検討してほしい。	
66	第1条第1項第45号	日本語教育機関の抹消基準に触れるかどうかを判断するために試験を活用しようとするのであれば、ウェブページなどを利用した試験を国が作成し、留学生の負担を軽減させるためにも無料で受けさせるべき。	国による試験の新設については想定していませんが、御意見については、今後、施策を検討する際の参考とさせていただきます。
67	第1条第1項第45号	日本語学習者の目的も多様化しており、大学進学率で教育の質を評価するのは好ましくない。また、日本語教育に係る試験には、日本語能力試験・ビジネス日本語能力試験・実用日本語運用能力試験等様々な試験があり、合格基準もまちまちであるため、既存の能力試験のどれを採択するにしても不備が残ると言える。信頼性・妥当性を有する評価のためには、新たな国レベルでの能力試験を作成することが必要。	
68	第1条第1項第45号	日本語能力に係る試験の合格率等は、地方と都市部で進学率等が異なるため、当該基準に差異を設けるべきである。	日本語能力に係る試験の合格率等に関する基準については、日本語教育機関による教育を受ければ到達すると考えられる最低ラインであると考えております。
69	第1条第1項第45号	留学目的や目標の多様化は疑う余地がないが、教育の質を測るものが以前のまま(進学者数等)では本来的な日本語教育機関の質につながらない。	日本語能力に係る試験の合格率を基準とするものですが、基準は日本語教育機関として最低限満たすべきレベルとして設定するものであり、各日本語教育機関の多様性を否定するものではありません。

御意見の趣旨及び御意見に対する考え方(案)

番号	告示基準の該当条項	御意見の要旨	御意見に対する考え方
70	第1条第1項第45号	日本語能力試験を受験しない留学生がいた場合は、どのように対処したらよいか御教示いただきたい。	留学生の目的や各日本語教育機関の目的が多様であることや、個別的な事情があり得ること等も踏まえ、試験以外の確認の方法として大学等への進学者数と就職者数も含めており、また、告示からの抹消基準としては、「3年連続して7割を下回るとき」としてあります。
71	第1条第1項第45号	日本語教育機関は、留学生に対して強制的に日本語能力試験等を受験させることができないことを考慮すべきではないか。	
72	第1条第1項第45号	日本語能力試験を受けるために日本語を勉強しているわけではない学生もおり、全員に受験させ、結果を報告させるのは不可能ではないか。	
73	第1条第1項第45号	学習障害を抱えている学生に対しても受験させなければならないのは、学生にとっても学校にとってもプラスにならないのではないか。	留学生の目的や各日本語教育機関の目的が多様であることや、個別的な事情があり得ること等も踏まえ、告示からの抹消基準としては、「3年連続して7割を下回るとき」としてあります。御意見については、今後、施策を検討する際の参考とさせていただきます。
74	第1条第1項第45号	母国に帰国してから日本語能力試験を受験する者もいることを考慮してほしい。	日本語能力に係る試験の合格率等に関する基準について、有効と認められる試験等の期間については、日本語教育機関への入学後から当該生徒の修業期間の終期の3か月後までとする旨、解釈指針でお示ししています。
75	第1条第1項第45号	来日前にA2相当の能力をすでに有している留学生のみを対象に学生募集をした学校が、実態として教育をしていなくても問題ないのか。	
76	第1条第1項第45号	学生は試験に合格するためだけに日本語を勉強しているわけではないし、試験で全ての能力が測れるわけではないため、試験合格率等の数値基準の導入については反対。 数値化を導入するにしても、「出席率」「能力試験の合格率」「進学率」「就職率」などを参考にしつつ、判断の一部にすることが望ましい。	留学生の目的や各日本語教育機関の目的が多様であることを踏まえ、基準は日本語教育機関として最低限満たすべきレベルで設定しています。 なお、抹消の判断にあたっては、当該機関の活動状況や改善見込みなどの諸般の事情を考慮することとしています。



御意見の趣旨及び御意見に対する考え方(案)

番号	告示基準の該当条項	御意見の要旨	御意見に対する考え方
77	第1条第1項第45号	短期間の語学留学を目的として日本語教育機関に入学する者も多くいるため、年度の課程修了時における留学生の日本語能力と日本語教育機関の質は必ずしも結びつかないと思う。日本語能力を一つの基準とすることの有効性を検証し、必要があれば改正の見直しを行っていただきたい。	留学生の目的や各日本語教育機関の目的が多様であることを踏まえ、基準は日本語教育機関として最低限満たすべきレベルで設定しています。なお、必要に応じて、運用面等の見直しを行うことはあり得ます。
78	第1条第1項第45号	学校の評価のために、学生個人に自費で試験を受けさせるべきでない。	費用負担の在り方については、各日本語教育機関において判断いただくこととしております。
79	第1条第1項第45号	「大学等」への進学者について、大学院の研究生や学部の聴講生等も含むのか。「大学等」の定義を明確にしてほしい。	大学等への進学者に該当する者については、我が国の大学(大学院、短大を含む。)、高等専門学校、専修学校専門課程(専ら日本語の教育を受けるものを除く。)へ進学した者とし、研究生や聴講生を含む非正規生は除く旨、解釈指針でお示しています。
80	第1条第1項第45号	日本語能力に係る試験結果について、公表及び地方出入国在留管理局への報告を義務付けることによって、留学生に対して、合格率を高めるためにより合格しやすいレベルの試験の受験を促さざるを得なくなり、勉学意欲の抑止になりかねない。	どの試験のどのレベルを受けるかについては、留学生又は各日本語教育機関において適切に判断されるものと考えます。また、大学等への進学者数についても基準に含めることとしております。
81	第2条第1項第6号	主に欧米の学生の中には、留学ビザで半年から1年ほど在学し、日本語をある程度身につけ、就職を希望する者や、帰国し、仕事や大学などに戻る予定で来日する者などが多数いるところ、その点についての考慮がなされるべきではないか。	御意見を踏まえ、出入国管理及び難民認定法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格(外交、公用及び技能実習を除く。)への変更を許可された者についても、告示基準第1条第1項第44号の基準を満たすものとすることとしました。
82	第1条第1項第45号	各年度の課程修了の認定を受けたものの7割を下回るときは、改善方策を地方出入国在留管理局に報告することとしていること。とあるが、日本語のみの習得を目的として在学し日本語試験を受験しなかった者、在学途中で就職し退学した者の扱いはどのようにカウントされるのか御教示いただきたい。また、企業への就職した者についての評価がなされていないのは何か理由があるのか。「その他の評価方法により証明されている者の数」に本邦企業への就職者もその数に入れておくべきと考える。	
83	第1条第1項第45号	就職した者についても、就職時に日本語能力を確認されていることから、大学等へ進学した者と同様の取扱いをしてほしい。	
84	第1条第1項第45号	卒業生の中には就職を進路として選ぶ学生が増えており、彼らのほとんどは母国で大学以上を最終学歴としているため、就職した者も基準を満たすこととしてほしい。	

御意見の趣旨及び御意見に対する考え方(案)

番号	告示基準の該当条項	御意見の要旨	御意見に対する考え方
85	第1条第1項第45号	各年度の課程修了の認定を受ける前に進学・就職等で他の在留資格に変更する場合や帰国する等自主退学をするケースもあるが、この場合はどのように判断するか明示してほしい。	各年度の課程修了の認定を受けず退学した者であって、大学等へ進学した者、出入国管理及び難民認定法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格(外交、公用及び技能実習を除く。)への変更を許可された者又はCEFRのA2相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明された者のいずれかに該当する場合には、当該者についても、各年度の課程修了の認定を受けた者に含める旨、明記することとします。
86	第1条第1項第45号	課程修了の定義を、コースごとに明確にする必要があるのではないか。	課程の修了は、学則に基づき各日本語教育機関において適切に判断願います。
87	第2条第1項第6号	課程修了の認定を受けなかった者はどのような扱いとなるのか。日本語教育機関は修了と卒業の定義が曖昧であることがある。	
88	第1条第1項第45号	当校の場合、修了時までA2レベルに達しない学生もいるが、一方、入学時点でA2レベル以上の学生もいる。在籍期間も入学時レベルも異なる学校の場合、どのようにして修了時のレベルを測るのか。	各年度の課程修了の認定を受けた者について、CEFRのA2相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明された者の数等を計上していただきます。
89	第1条第1項第45号	日本語能力に係る試験の合格率に関する基準について、適正校と非適正校で基準を分けるべきでないか。	適正校・非適正校の選定は、留学の在留資格に係る在籍者の数に対する不法残留者等の数の割合等、主に教育機関の在籍管理に係る観点から行っており、教育の質を測るものではないため、適正校であっても同様の基準を求めるとしております。
90	第1条第1項第45号	帰国者のうち出席率の数値が一定の基準より高い者については基準を満たすものとすべきでないか。	告示基準第1条第1項第44号は、日本語能力に係る試験の合格率等の基準であることから、出席状況については基準に含めていません。
91	第1条第1項第45号	現在進学目的の日本語教育機関のカリキュラムは、CEFRに準拠していないところが多いとされており、市販の教材もJLPT対策のものが多いのに、CEFRを基準にされても対応できないのではないか。	日本語能力に係る試験の合格率を確認するために適切なレベルとしてCEFRのレベルを利用することとしたものであり、御理解願います。

御意見の趣旨及び御意見に対する考え方(案)

番号	告示基準の該当条項	御意見の要旨	御意見に対する考え方
92	第1条第1項第45号	「大学進学者等及びCEFR・A2相当以上と求められた者の割合が3年連続で7割を下回った時」とあるが、進路や学習能力が多様である中、高すぎるのではないか。	基準については、文部科学省に設置された有識者会議における意見を踏まえて設定されたものであるところ、学生の留学目的等が多様化している点を考慮しても妥当であると考えています。
93	第1条第1項第45号	第1条第1項第45号について、地方出入国在留管理局への報告は、数値だけでよいのか、評価方法も合わせて報告をするべきなのか。	地方出入国在留管理局へ報告するにあたっては、別途、出入国在留管理庁が作成する様式を参考とし、報告にあたっては、CEFRのA2相当以上のレベルであることを証明するための書類(試験の合格証等)の写しを併せて提出する旨、解釈指針でお示ししています。
94	第1条第1項第45号	大学等への進学者数又はCEFRのA2相当の報告について、各年度の課程修了の認定を受けた者とあるが、設置コースに違いがあり、一律に扱うことは公正性に欠ける。また、留学生の少ない日本語教育機関においては、割合での報告は不公平となる。	御意見については、今後、施策を検討する際の参考とさせていただきます。
95	第1条第1項第45号	試験結果の公表の義務付けは個人情報保護の観点から問題であるとする。	試験結果の公表は、個々人の結果を公表するのではなく、当該日本語教育機関における全体の状況を公表していただくことを予定しています。
96	第1条第1項第45号	試験結果の公表は学習者のプライバシーに係ることであり、強制すべきものではなく、いくつかの日本語レベルの証明方法を学習者自身に選ばせるようにすべき。	
97	第1条第1項第45号	日本語能力が高くなくとも、他の分野が優秀であれば、日本社会で活躍できる場を作るべき。	御意見については、今回の意見募集の対象ではありませんが、今後の検討の参考とさせていただきます。
98	第1条第1項第45号	日本語能力に係る基準を拡大解釈して学校側やテスト機関の商用目的に使われ、学習者の学習の妨げにならないよう防止策を講じていただきたい。	御意見については、今後、施策を検討する際の参考とさせていただきます。
99	第1条第1項第45号	第1条第1項第45号について、「その他の評価方法」も認めていることは評価できるが、評価方法について精査するなど、質の担保が望まれる。	日本語教育機関の教育の質を確保するため、適切に運用してまいります。
100	第1条第1項第45号	「教育の質」の基準については試験結果だけでなく、他も見直してほしい。	御意見については、今後、施策を検討する際の参考とさせていただきます。

御意見の趣旨及び御意見に対する考え方(案)

番号	告示基準の該当条項	御意見の要旨	御意見に対する考え方
101	第1条第1項第45号	教育の質についての評価基準が、出席率や外部試験の合格率となっているが、多様性を受け入れ、学生のニーズに応えようとする語学学校の質が考慮されていない。世界基準で評価する適正な指標を基準すべきである。	御意見については、今後、施策を検討する際の参考とさせていただきます。
102	第1条第1項第45号	大学等への進学者についても基準を満たすものとするのであれば、留学生の進学先に対し、外国人留学生の受け入れについて、勉学の意思と能力(日本語力を含む)の確認等により適切な受け入れを行うよう、出入国在留管理庁が強く指導すべき。	日本語教育機関に通う留学生の進学先である大学や専修学校等に対して、文部科学省と連携の上、適切な指導に努めてまいります。 なお、大学等に対しては、令和元年6月11日、出入国在留管理庁及び文部科学省において新たな対応方針をお示したところです。
103	第1条第1項第45号	日本語教育機関はそれぞれに異なるバックグラウンドの学生を異なる地方から受け入れている。評価は期待する成果に対してどのレベルまでいっているかを測るものであると考える。学生は日本語能力試験のあるレベルを最終目的とするわけではない。日本語教育の質を問うのであれば、各学校のカリキュラム、それに対応する検証体制を問うべきではないか。	御意見については、今後、施策を検討する際の参考とさせていただきます。
104	第1条第1項第46号	適正校である旨の通知を3年間連続して受けている教育機関は、通常毎年行う点検・報告が3年に一度でよいこととされているが、適正校である旨の通知を3年間連続して受けていても、不適正な事実が発覚した教育機関は、毎年点検・報告を行うようにすべきである。	不適正な事実が判明する等、在籍管理上不適切であると認められる事情がある日本語教育機関については、適正校ではないものと選定することとしており、その場合、毎年、告示基準適合性について点検していただき、その結果を報告することとなります。また、不適正な事実が判明した日本語教育機関については、告示基準第1条第1項第43号に基づき、速やかに点検を行うよう求めることとなります。
105	第1条第1項第46号	定期的な点検について、非適正校であると疑われる学校に絞って調査を行い、資料提出させるべきではないか。適正校については配慮してほしい。	適正校・非適正校の選定は、留学の在留資格に係る在籍者の数に対する不法残留者等の数の割合等、主に教育機関の在籍管理に係る観点から行っており、告示基準適合性を確認する告示基準第1条第1項第45号に基づく点検とはその趣旨が異なるため、適正校であっても告示基準適合性に係る定期的な点検を行う必要があります。なお、適正校でない教育機関については、毎年、点検を行っていただくこととなりますが、適正校である旨の通知を3年間連続して受けている教育機関については、3年に1度の点検で差し支えないこととしております。



御意見の趣旨及び御意見に対する考え方(案)

番号	告示基準の該当条項	御意見の要旨	御意見に対する考え方
106	第1条第1項第46号	学校法人が運営する日本語教育機関は、地方自治体による認可を受け、学校教育法、私立学校法、専修学校設置基準、各種学校規程等の諸規程に従って運営しており、定期報告の対象外としていただきたい。	学校法人であっても、日本語教育機関の告示基準への適合性を確認する観点から、他の日本語教育機関と同様、告示基準第1条第1項第45号に基づく定期的な点検・報告が必要であると考えます。
107	第1条第1項第46号	専門学校として認可を受けている日本語教育機関は、文部科学省の基準に基づく自己点検、評価及び公表を行っていることから、当該点検等と告示基準の点検等と同じものとして扱ってほしい。	専門学校である日本語教育機関や学校法人が運営する日本語教育機関であっても、日本語教育機関の告示基準への適合性を確認する観点から、他の日本語教育機関と同様、告示基準第1条第1項第45号に基づく定期的な点検・報告が必要であると考えます。
108	第1条第1項第46号	学校法人が運営する日本語教育機関は、地方自治体による認可を受け、学校教育法、私立学校法、専修学校設置基準、各種学校規程等の諸規程に従って運営しており、定期報告の対象外としていただきたい。	
109	第1条第1項第46号	告示基準への適合性について、各教育機関が自己点検し、その結果を地方出入国在留管理局に報告するだけでは不十分であり、国が基準適合状況を確認する制度や第三者機関が基準適合性を証明するような制度が必要である。	告示基準への適合性について、各日本語教育機関による点検結果を地方出入国在留管理局に御報告いただくこととしていますが、地方出入国在留管理局において、その結果を確認し、必要な調査を行うことを予定しております。
110	第1条第1項第47号	全生徒の出席率について、4月1日から9月30日まで又は10月1日から翌年の3月31日までの期間としているが、学生によって在籍期間は異なり、該当期間で6か月分の出席率を出すことができない場合があるが、何を分母にして計算すれば良いか。	分母は、全生徒が4月1日から9月30日まで又は10月1日から翌年3月31日までの期間に出席すべき単位時間数となります。例えば、7月1日から12月31日まで在籍する生徒については、当該生徒が7月1日から9月30日までの間に出席すべき単位時間数を、4月1日から9月30日までの分母に算入し、10月1日から12月31日までの間に出席すべき単位時間数を10月1日から翌年3月31日までの分母に算入することとなります。
111	第1条第1項第47号	出席に関する規程に賛同する。なお、出欠の改ざん防止を含め、厳正な出欠管理を求める施策を望む。	出席率の改ざん等の不正行為が行われないよう、出入国在留管理庁においても、適切な運用に努めてまいります。また、悪質な改ざんの事実が判明すれば、厳正に対処することとなります。
112	第2条第1項各号	過去の歴史を知らない担当官の運用に任されること無く、抹消に至るまでの経緯の公開が重要であり、抹消基準に照らし合わせ、場合によっては抹消委員会を作り公開の場での議論で決めるべき問題であると共に、今後は無闇に日本語教育機関の設立を認めて行くべきでは無いと考える。	抹消については、行政手続法上の不利益処分該当することから、意見陳述のための手続として「聴聞」を行うこととしており、適切に対応してまいります。

御意見の趣旨及び御意見に対する考え方(案)

番号	告示基準の該当条項	御意見の要旨	御意見に対する考え方
113	第2条第1項各号	日本語教育機関を告示から抹消するに当たっては、その都度適切に指導を行うなど抹消に至るまでの指導も徹底させるべき。	告示基準第2条第1項各号に掲げる事由に該当する行為が認められた場合であっても、必ずしも直ちに告示から抹消するものではなく、当該行為が悪質と認められる場合を除き、まずは指導を行いつつ、改善の見込み等を勘案した上で、抹消について検討することとなります。
114	第2条第1項各号	日本語教育機関を告示から抹消するに当たっては教育機関の実態を把握すべきであって、 1.学校の事務局、教職員室、教室が「学校」と呼べるにふさわしい一体感を伴っているか。 2.関係機関に提出した通りの授業が実際に行われているか。 3.学生の出席状況はどのようであるか。 といった観点から検査をすることによって、より適切な管理ができるのではないか。	日本語教育機関を告示から抹消するにあたっては、行為の悪質性や重大性、改善の見込み等、諸般の事情を考慮することとしています。 なお、抹消基準として、「日本語の教育を受ける活動を行っているとは認められない生徒が相当数存在する場合であって、その状況を是正する措置が適切にとられていないと認められるとき。」を明記することとしました。
115	第2条第1項各号	告示基準の厳格化を書類面で画一的に行うことは、大きな危険を伴う。日本語教育機関の告示基準に外れるかどうかの審査は、入管から職員が各学校に出向き、授業実態が理想から外れているかどうかを実地調査するべきではないか。	日本語教育機関を告示から抹消するにあたっては、原則として、実地調査を行った上で、日本語教育機関としての適格性を判断することとしております。
116	第2条第1項各号	日本語学校が輩出したグローバル人材の存在を認めることなく、抹消基準を厳格化することは妥当ではない。	現在の日本語教育機関を取り巻く諸情勢を踏まえ、抹消基準を厳格化することは必要と考えます。
117	第2条第1項第3号	出席率に係る抹消基準は、生徒全体の出席率でなく、生徒個々の出席率で判断すべきでないか。	日本語教育機関を告示から抹消するにあたっては、個々の留学生の問題ではなく、日本語教育機関として留学生受入れ事業を行うことが適当か否かを判断する必要があるため、生徒全体の出席率で判断することとしています。
118	第2条第1項第3号	出席率の平均が7割を下回るときという基準は低すぎるのではないか。「半年の出席率9割」とするなど、見直しを検討すべき。	留学生は、日本語教育機関において教育を受けるために本邦に入学・在留しており、日本語教育機関としても適切な入学者選考・在籍管理を行うことが求められることを踏まえ、主として教育を受ける活動を行っていると言える程度にまで、出席率に係る抹消基準を厳格化することとしました。 留学生の欠席理由については様々であるところ、今後の運用状況を踏まえつつ、更なる検討を行っていくことといたします。
119	第2条第1項第3号	入学時期や在籍期間も様々であり、在籍期間が短い留学生が多く、留学生全体の分母が小さくなると数日の欠席が大きく響くため、長期の在籍者と短期の在籍者を同じ基準で評価するべきでないのではないか。	在留資格「留学」で日本語教育機関に在籍する留学生の修学期間は、原則1年以上、最短6か月となっており、告示基準第1条第1項第46号の単位期間である6か月を上回るため、長期在籍者と短期在籍者を区分する必要性は低いと考えます。
120	第2条第1項第3号	「6か月間の出席率の平均」とあるところ、在籍期間が3ヶ月の学習者の場合は、どのような取扱いとなるのか。	除籍・退学等により、在籍期間が3か月程度の留学生についても、当該在籍期間における出席状況を算入した上で、全生徒の出席率を算出することとなります。

御意見の趣旨及び御意見に対する考え方(案)

番号	告示基準の該当条項	御意見の要旨	御意見に対する考え方
121	第2条第1項第3号	生徒は「留学の在留資格をもって在留する者に限る」とされているところ、抹消の基準は「全生徒」と異なっている理由について御教示いただきたい。	御意見を踏まえ、告示基準第2条第1項第3号についても、「留学の在留資格をもって在留する者に限る」旨、明記することといたします。
122	第2条第1項第4号	不法残留率に係る抹消基準について、3割でなく、より厳しい基準にすべきでないか。	在籍者が少ない日本語教育機関については、1年間に数名の不法残留者を発生させたことにより、高い不法残留率となることを考慮し、近年の不法残留者の発生状況を踏まえ、告示から抹消する基準としては3割以上が適切と判断したものです。なお、告示基準第2条第1項第5号の規定により、留学の在留資格に係る在籍者の数に対する不法残留者等の数の割合が5パーセントを超える等、在籍管理に問題があるとして適正校でない旨の通知を3年間連続で受けた場合は、抹消基準に該当することとなります。
123	第2条第1項第4号	「一暦年中に入学した者の3割以上が…在留期間を経過して本邦に在留するに至ったとき」とあるが、これは同一年度内に入学した者の中から3割以上の不法残留者が出た場合と理解してよいか。	同一年度内でなく、各一暦年中(1月1日から12月31日)に入学した者に占める不法残留者の割合が3割以上であるときを意味します。
124	第2条第1項第4号	不法残留率に係る抹消基準について、不法残留者の割合による基準に加え、不法残留者数による定量的な基準も設けるべきではないか。	不法残留者数による定量的な基準を設けた場合、教育機関による在籍管理の是非に関わらず、在籍者数の規模等によって、取扱いに差が生じるため、可能な限り在籍者に対する割合による基準で判断することが相当であると考えます。
125	第2条第1項第4号	進学、就職後不法残留するケースであるが、日本語教育機関の在留管理の責任はどこまで及ぶのか、この際明確にしていきたい。	日本語教育機関は、留学生の受入れに当たり、適切な入学者選抜を行うとともに、受け入れた留学生に対し、在籍管理や生活指導を適切に行うことが求められます。日本語教育機関の告示基準を遵守していただくことはもちろんですが、卒業や退学等によって留学生の受入れを終了する際又は終了した後においても次のような取組が求められます。 (1)進学を希望する留学生については、進学先教育機関の入学事実の確認・把握に努める。(2)就職を希望する留学生については、就職先の内定事実の確認・把握及び当該就職に係る在留資格変更許可申請を行ったことの確認に努める。(3)進学又は就職以外の目的をもって本邦に在留することを希望する留学生については、当該目的に係る事実の確認及び当該目的に係る在留資格変更許可申請を行ったことの確認に努める。(4)帰国を希望する留学生(出国準備期間としての「短期滞在」又は「特定活動」の在留資格をもって在留する者を含む。)については、帰国の指導及び出国した事実の確認に努める。

御意見の趣旨及び御意見に対する考え方(案)

番号	告示基準の該当条項	御意見の要旨	御意見に対する考え方
126	第2条第1項第5号	告示基準において「適正校」を定義すべき。	御意見を踏まえ、適正校の定義について明記することとしました。なお、適正校とは、留学の在留資格に係る在籍者の数に対する、不法残留者の数、在留期間更新許可申請が不許可(修学状況の不良等在留実績に関するものに限り、当該申請に関し、申請どおりの内容では許可できない旨の通知を受けたものを含む。)となった者の数、在留資格を取り消された者の数、資格外活動の許可を取り消された者の数及び退去強制令書が発付された者の数の合計数の割合が5パーセント(ただし、在籍者の数が19人以下である場合は、当該者の合計数が1人)を超えていないもの、入管法に定める届出等の義務を履行しているものその他在籍管理上不適切であると認められる事情がないものとして出入国在留管理庁が認めた日本語教育機関を指します。
127	第2条第1項第5号	非適正校に3回選定されると告示抹消となることから、非適正校に2回選定された学校は、その段階で告示抹消予備軍と言い得るから、例えば、別表一から外して、別表一のBといった形で別扱いすることによって明示してはどうか。	御意見については、今後、施策を検討する際の参考とさせていただきます。
128	第2条第1項第6号	CEFRのA2レベルは抹消の基準として緩すぎるのではないか。	基準については、文部科学省に設置された有識者会議における意見を踏まえて設定されたものであるところ、法務省の告示から抹消するかどうか判断するための最低ラインを定める基準であることからすれば、妥当であると考えています。
129	第2条第1項第6号	CEFRのA2相当レベルは一般的に初級修了水準と考えられることから、各年度の課程修了の認定を受けた者の7割がそれを下回るような告示校が存在した場合、即告示抹消とするのが妥当ではないか。	
130	第2条第1項第6号	抹消の基準について、留学生の留学目的は多様であり、「CEFRのA2相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明されていること」が教育の質を確保するに当たり重要な基準であるとは思えない。	
131	第2条第1項第6号	日本語能力に係る試験の結果を抹消の基準に加えているが、学校ごとに教育方針は異なり、留学生によって学習目的も異なることから、数値化された結果や基準のみで判断すべきではなく、必要な要素及び情報を分析した上で、判断すべきではないか。	合格率等が7割を下回った機関に対しては、まずは指導を行うとともに、抹消の判断にあたっては、当該機関の活動状況や改善見込みなどの諸般の事情を考慮することとしています。
132	第2条第1項第6号	抹消基準に「3年間連続して7割を下回るとき」を追加としたことについて、3年の猶予を与えることは、目標に到達しない学習者の犠牲が大きすぎる。そのような劣悪な教育・学習環境を3年間にわたって継続させてはならない。加えて、規定の就学期間を終えてもA2レベルに達しない学習者には、再教育の機会を当該教育機関の責任で、かつ、当該教育機関以外の機関・方法で無償で提供する、あるいは授業料を返還するなどの義務についての検討が望まれる。	合格率が7割を下回った機関に対しては、まずは指導を行い改善を促すことが必要であると考えております。その上で、なお改善されない場合は、抹消について判断することになります。



御意見の趣旨及び御意見に対する考え方(案)

番号	告示基準の該当条項	御意見の要旨	御意見に対する考え方
133	第2条第1項第6号	抹消基準の第2条第1項第6号の規定に基づく判断を行う際には、法務省告示をもって定められた日本語教育機関の教育に係る定期点検及び客観的指標に関する協働者会議(平成31年3月29日)の会議の合意事項である、「合格率以外の活動状況等を踏まえたうえで総合的な判断を行う必要がある。」という文言を加筆していただきたい。	日本語教育機関を告示から抹消するにあたっては、行為の悪質性や重大性、改善の見込み等、諸般の事情を考慮することとしており、告示基準第2条第1項第6号を適用するにあたり諸般の事情を考慮する際には、7割を下回った日本語教育機関に対して各年度に行われる指導を踏まえた生徒の学習環境確保に向けた日本語教育機関の取組や改善状況等について確認するものとする旨、解釈指針でお示ししています。
134	第2条第1項第7号	人権侵害行為について、パスポートを取り上げるなどの具体例を明記すべきではないか。	「人権侵害行為」には、旅券や在留カードの取上げ、合理的な理由なく生徒の意に反して除籍・退学・帰国等させる行為、進学や就職のために必要な書類を発行しないなど生徒の進路選択を妨害する行為、生徒に対する暴力、セクシャルハラスメント、人種差別的言動等が含まれる旨、解釈指針で例示しております。
135	その他	日本語教育・日本語学校に対して何を求めているのか。	今回の告示基準の改正は、日本語教育機関の質の向上と適正な管理を図ることを目的としています。
136	その他	今回の告示基準の改正に当たって、外国人材の増加が一段と求められている我が国経済社会における今後の留学生受入れの意義及び留学生受入れの入り口にあたる日本語教育機関の役割や適正な規模をどのように考えているか明らかにしていただきたい。	今回の告示基準改正により、日本語教育機関の適正化に一層努めてまいります。
137	その他	客観的で信頼のできる第三者評価を活用すべき。	御意見については、今後、施策を検討する際の参考とさせていただきます。
138	その他	第三者評価を受けている機関については、当該評価をもって報告とする等簡素化措置を講じるべきである。	
139	その他	教育評価活動や第三者評価などの認定がある日本語教育機関に対しての総合的な評価等も検討されるべきではないか。	
140	その他	留学生の卒業時等に留学生に対し、在籍していた日本語教育機関の評価をしてもらい、それを反映する基準を設けていただきたい。	頂いた御意見は、今回の意見公募の対象ではありませんが、今後の検討の参考とさせていただきます。

御意見の趣旨及び御意見に対する考え方(案)

番号	告示基準の該当条項	御意見の要旨	御意見に対する考え方
141	その他	大学の別科や研究生についても問題が生じているところが散見されることから、何らかの基準を作成する必要があるのではないか。	頂いた御意見は、今回の意見公募の対象ではありませんが、大学等に対しては、令和元年6月11日、出入国在留管理庁及び文部科学省において新たな対応方針をお示したところです。
142	その他	大学・専修学校専門課程の留学生の適正な受入れについても日本語能力及び勉学の意志能力の確認について徹底を図っていただきたい。	
143	その他	高等機関においても同じように所在不明者数だけでなく、出席、成績報告、就職率等をそれぞれの認可機関が求め状況把握し指導すべきである。	各大学に対し、入学志願者の意欲や日本語能力等を適切に判定するよう指導を行うとともに、大学等における留学生の就職率について公表するよう要請していますが、頂いた御意見については、今後、施策を検討する際の参考とさせていただきます。
144	その他	入学した教育機関の教育力や環境に左右される傾向にある留学生の為に、も前途ある留学生の進路指導には欠かせない情報であるため、少なくとも、日本語教育機関において進路指導を行っている部署等に対して、大学を含めた適正校、非適正校を公表すべきものとする。	頂いた御意見は、今回の意見公募の対象ではありませんが、今後の検討の参考とさせていただきます。
145	その他	日本語教育機関の職員の適切な労働環境について整備すべきである。	頂いた御意見は、今回の意見公募の対象ではありませんが、今後の検討の参考とさせていただきます。
146	その他	告示改正については賛成。 日本語教員養成に予算をかけることを喫緊の課題とし、日本語教員ができるだけ待遇面で保障され安心して勤務できるようなしくみを作り上げることが必要。	改正後の告示基準に基づき適切に取り組んでまいります。 教員に関する御意見は、今回の意見公募の対象ではありませんが、今後の検討の参考とさせていただきます。
147	その他	客観的な評価として、進学率や試験の合格率を含めることは賛成ではあるが、日本語学校の質を高めるのであれば、日本語教師の質にも焦点を当てるべきである。	御意見については、今後、施策を検討する際の参考とさせていただきます。
148	その他	資格外活動許可について、当該活動を行うことで生活面が安定し、日本社会の理解につながることは評価している。留学生が空港で資格外活動許可を受けることができるようになり、当該活動が留学生にとって当然のことであるとされたこと、日本語教育機関の中には、留学生が当該活動を行うこと及び学校側が稼働先を紹介することを積極的に広報しているものもあることが、不適切な日本語教育機関を発生させる要因の一つであるとする。	留学生に対して空港で資格外活動許可を行っているのは、留学生の利便性を図るためですが、御意見については、今後、施策を検討する際の参考とさせていただきます。
149	その他	留学生が資格外活動を始める前に、日本語教育機関から十分な指導を行う必要があることから、入国時に空港で資格外活動許可申請を行うことができないようにしてほしい。	

御意見の趣旨及び御意見に対する考え方(案)

番号	告示基準の該当条項	御意見の要旨	御意見に対する考え方
150	その他	資格外活動の取扱いは日本語教育機関の運営姿勢を表す一つの指標であり、「留学」の本来活動とは異なる活動であることから、日本語教育機関が留学生に対して稼働先を紹介するべきではない旨の規定を、告示基準の改正に盛り込むべきである。	頂いた御意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。
151	その他	成績優秀者や出席率や品行優秀な生徒に対しては、語学教育に寄与するアルバイトに限定したアルバイト時間の延長を認めても良いのではないかと。	資格外活動はあくまでも本来の活動を阻害しない範囲で行われるべきものである点に留意する必要があることから、御意見のような対応をとることは困難です。
152	その他	留学生の就労を認めないこととすべきではないかと。	本来活動である勉学の遂行を阻害せず、週28時間以内等の制限の範囲内で資格外活動を認めることは、妥当であると考えます。
153	その他	留学生をビジネスの対象としか見ていない悪質な日本語教育機関に対しては、厳しく取り締まるべき。	御意見を踏まえ、抹消基準として、「日本語の教育を受ける活動を行っているとは認められない生徒が相当数存在する場合であって、その状況を是正する措置が適切にとられていないと認められるとき。」を明記することとしました。
154	その他	特定技能制度の施行により、日本語教育機関からの留学生引き抜きが横行し、留学生の教育制度が歪められるのではないかと。	頂いた御意見は、今回の意見公募の対象ではありませんが、特定技能制度の運用が適切に行われるように努めてまいります。
155	その他	退学者が10名となった場合は地方出入国在留管理局への報告義務が課せられているが、今回の法改正により、特定技能の在留資格が新設されたことにより、報告件数も大量になるのではないかと。	退学者が一人であっても、留学生の受入れを終了した場合は、出入国管理及び難民認定法第19条の17に基づき、当該生徒の身分事項等を届け出るよう努めなければならないこととされています。また、日本語教育機関については、改正前の告示基準においても、留学生が退学したときは、その翌月末までに地方出入国在留管理局に対し報告することを求めております。
156	その他	留学生が修了前に「特定技能」に在留資格の変更となる場合、留学生が「特定技能」の在留資格へ変更した旨を、日本語教育機関に通知していただきたい。	御意見については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の趣旨を踏まえ、慎重な検討が必要と考えます。
157	その他	大学では、自己点検評価の実施に対して補助金が出ると聞かすが、日本語教育機関では補助金は出ないのか。	日本語教育機関については、補助金等に係る制度はありません。
158	その他	就職、進学せずに健全に帰国する学生もいる中で、単純に退学者数だけで適正校であるかを見るのは間違っているのではないかと。	退学者数のみをもって、適正校か否かを判断することは行っておりません。

御意見の趣旨及び御意見に対する考え方(案)

番号	告示基準の該当条項	御意見の要旨	御意見に対する考え方
159	その他	日本語教育機関の選定について不法残留率は在籍人数によって左右されてしまうため、基準を見直すべきではないか。	在籍者が少ない教育機関への配慮として、在籍者が19人以下の日本語教育機関については、留学の在留資格に係る在籍者の数に対する不法残留者等の数の割合で判断せず、不法残留者等が1人を超えた場合に、適正校ではないとすることとしております。
160	その他	教育機関の選定に関して、適正な教員配置をしているかについても指標として考えられるのではないか。	頂いた御意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。
161	その他	日本語教育機関の中には、教育的視点より事業的な視点を重視しているものもあり、設置者、教員環境等新規開設に係る基準も厳格化していくべきではないか。	頂いた御意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。
162	その他	日本語教育機関新設の届け出に際しては、法務省内に「日本語教育機関設置審査委員会(仮称)」を立ち上げ、面接も大幅に採り入れて、適正、健全な日本語教育機関の育成に全力を注いでいただきたい。	頂いた御意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。
163	その他	新規校開設時の審査や増員時の審査においては、日本語教育の専門家による現地調査を含む一層厳格な審査が行われ、問題校の減少に結び付けていただきたい。	日本語教育機関を告示するにあたっては、地方出入国在留管理局において実地調査を行い、告示基準の適合性について慎重に確認を行っております。今回の改正により新設される告示基準第1条第1項第45号に基づく告示基準適合性に係る定期的な点検及び地方出入国在留管理局に対する報告を踏まえ、できる限り実地調査を行うこととしており、日本語教育機関の適正化に一層努めてまいります。
164	その他	留学希望者が日本語教育機関の判別をできるよう、また、日本語教育機関が問題点を客観的に認識できるよう、各校が「在留資格の申請数・許可数」、「進学先・就職先」、「除籍・退学者数、不法滞在者数」等を公表することを義務付けさせる。また、出入国管理庁ホームページにおいてこれらを公表し、情報を検索・抽出できるようにすべきでないか。	御意見については、今後、施策を検討する際の参考とさせていただきます。
165	その他	告示の際の情報をより詳細(住所、設置者等)にしていきたい。	頂いた御意見は、今回の意見公募の対象ではありませんが、今後の検討の参考とさせていただきます。
166	その他	告示基準を一般に閲覧可能なものとし、留学希望者、留学エージェントに日本を留学先の選択肢として安心して選んでもらえる信頼性のある判断材料の指標として活用出来るよう整備されることを望む。	日本語教育機関の告示基準については、既に法務省ホームページ内の「日本語教育機関の開設等に係る相談について」で公表しております。また、同基準の多言語化については、今後、検討いたします。



御意見の趣旨及び御意見に対する考え方(案)

番号	告示基準の該当条項	御意見の要旨	御意見に対する考え方
167	その他	日本語教育機関の告示基準に関する資料提出先や相談の担当部門及び担当者を明確にしていきたい。	担当部門は、日本語教育機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局又は地方出入国在留管理局支局の在留資格「留学」を担当する部門であり、当該部門の連絡先はホームページに掲載しておりますが、関係者がよりわかりやすくなるよう、日本語教育機関に係るページにおいても、当該連絡先を掲載することといたします。
168	その他	告示基準が、留学生を受け入れる全ての日本語学校における教育の質、適切な教育環境、学生向けサポートサービスの提供が安定した経営に基づき実施される教育機関であることを、国として保証する基準として国内外で運用される事を望む。	告示基準の適切な運用に努めてまいります。
169	その他	告示基準が長期的かつ世界的な視野に立ち、変化が激しくかつ多様化の進む留学希望者のニーズや状況に対応出来る柔軟なものとして運用される事を望む。	告示基準の適切な運用に努めてまいります。
170	その他	特定分野を短期間で成長させるためには「アメとムチ」の戦略が効果的と言われるが、今回の告示基準改正は「ムチ」だけのイメージ。成長させるためには、「アメ」も同時に用意して「これを目標にすれば、こういう良いことがある」というような、日本語教育界全体が成長できる後押しも、今後は考えていきたい。	御意見については、今後、施策を検討する際の参考とさせていただきます。
171	その他	今回の告示基準改正は、規制を強化するものであるが、日本語教育界の発展につなげるためにも、今後は規制緩和についても検討してほしい。	
172	その他	留学生の中には、既に社会人となっている者も多くいることから、告示基準内の「生徒」を「学生」に変更すべきである。	
173	その他	留学生は「生徒」ではなく自らの意思で日本留学を選択した自主的に学ぶ意志のある「学生」として捉え直されるべき。	専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)や各種学校規程(昭和31年文部省令第31号)でも「生徒」という語が用いられています。
174	その他	自己点検評価以外の学校評価や、出席率把握のための電子的な方法導入が必要になるのであれば、費用的補助を国に求めたい。これらのコストや他にも講師費等の負担は大きく、教育機関や教育レベルの質向上について求められるものが多くなればなるほど学校経営は成り立たなくなる。	御意見については、今後、施策を検討する際の参考とさせていただきます。
175	その他	日本企業への就職のために日本語学校で日本語を学習する外国人の増加、外国人材の確保の観点から下記のいずれかを検討していきたい。 (1)本来の進学目的の在留資格「留学」の学生と処遇を区別する。 (2)在留資格「就職」(仮称)等新たな在留資格を創設する。 (3)在留資格「特定活動」で日本語学校に在籍し、日本語学習と就職活動を認める。	在留資格はあくまでも本邦での活動内容に着目して定められますので、卒業後の進路によって区分することは困難です。

御意見の趣旨及び御意見に対する考え方(案)

番号	告示基準の該当条項	御意見の要旨	御意見に対する考え方
176	その他	「日本語学校」の名称を使えるのは学校教育法が適用される教育機関に限定していただきたい。	頂いた御意見は、今回の意見公募の対象ではありませんが、今後の検討の参考とさせていただきます。
177	その他	日本語教育機関では、日本語教育のほかに、日本社会で摩擦をなるべく少なくして生活できるように日本文化や生活の知恵などを教えている。異文化から来る外国人にとっては、それが日本語より重要な事であり、将来的にはそのような外国人と共存していく日本人にとっても非常に重要な事である。移民を受け入れている諸外国と同じような問題が日本で起こらないようにするためには、日本語教育機関のその数値化できないような努力をもっと積極的に認識し、評価すべきである。	御意見については、今後、施策を検討する際の参考とさせていただきます。
178	その他	日本語教育機関では、悪質な雇用先に効果のある指導はできず、そもそも悪質な日本語教育機関では悪質な雇用まで関与している可能性もあり、この流れを止めることを考えるべきである。	今回の改正により、告示基準適合性に係る定期的な点検・報告や日本語能力に係る試験の結果等の報告を日本語教育機関に求めることとしており、これらの取組を通じて、日本語教育機関の適正化に一層努めてまいります。 なお、抹消基準として、「日本語の教育を受ける活動を行っているとは認められない生徒が相当数存在する場合であって、その状況を是正する措置が適切にとられていないと認められるとき。」を明記することとしました。
179	その他	「公益通報者の保護」が日本語教育機関においても適用されると思うが、このことを告示基準に規定すべきでないか。	法務省では、「公益通報者保護法」等を踏まえ、「法務省公益通報等対応規則」の定めるところにより、公益通報窓口を設置し、公益通報等を受け付けています。公益通報等が受理されたときは、通報に関する秘密を保持しつつ、事実関係の調査を行い、法令違反の行為等が認められる場合には、当該行為の中止など必要な措置を実施します。
180	その他	留学生を指導する生活指導者が正社員であることや生活指導者の人数を定め、明確にしてほしい。	御意見については、今後、施策を検討する際の参考とさせていただきます。
181	その他	告示基準に明記された「人権侵害行為」を行わない事と併せ、「学生の権利」が保障されることを明記すべき。	人権侵害行為を行わせないことは、留学生の人権を守ることの一環であると考えますが、頂いた御意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。
182	その他	きちんと入学者選考を行っていても、実際に入学してみないと、どのような留学生なのか分からないのが実情。在留不良の留学生は、行方が分からなくなる前に、対処すべき。	御指摘のような観点も考慮し、告示基準を定めています。
183	その他	留学生個人が負う責任内容を、教育機関が留学生に対し、入学前・在籍期間を通し書面等で通知し理解を得る事により、適切な学校運営・在籍管理が行われる事を明記すべき。	頂いた御意見は、今回の意見公募の対象ではありませんが、今後の検討の参考とさせていただきます。

### 御意見の趣旨及び御意見に対する考え方(案)

番号	告示基準の該当条項	御意見の要旨	御意見に対する考え方
184	その他	最近、留学生に係る在留資格認定証明書交付申請において、経費支弁能力の立証不十分として不交付となる事例が増加しているが、同能力の確認が適切に行われるよう、本国の経済情勢等を踏まえ、多様な視点から立証書類の見直しを検討いただきたい。	頂いた御意見は、今回の意見公募の対象ではありませんが、今後の検討の参考とさせていただきます。
185	その他	日本語学校の留学生についても、大学等への留学生同様、「家族滞在」や卒業後に就職活動のための滞在を認めるべきではないか。	頂いた御意見は、大学への留学と日本語教育機関への留学との性格の違い等を踏まえて慎重に検討すべきものと考えています。
186	その他	在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更にあたっては、申請者に対し、日本語教育機関が作成する書類の提出が求められていない。そのため、留学生が在籍する日本語教育機関が知ることなく、「特定技能」、「技術・人文知識・国際業務」等の在留資格へ変更されることが多発すると懸念される。	在留資格「留学」から在留資格「技術・人文知識・国際業務」への在留資格変更許可申請に係る審査においては、必要に応じて、日本語教育機関が作成する成績証明書等の提出を求めることがあります。

(注)「告示基準の該当条項」の欄及び「御意見の要旨」の欄の条項の番号は、パブリックコメント時のものである。他方、「御意見に対する考え方」の欄の条項の番号は、パブリックコメント後に決定した告示基準に掲げるものである。